

申請・届出名称	(第1号様式) 病院(診療所) 開設許可申請書
内容	病院を開設しようとするとき、又は医師、歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときに提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課(久留米商工会館4階)
提出時期	事前に(書類の不備や調整など余裕を持って)
手数料	病院: 41,000円 診療所: 18,000円 (いずれも現金)
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 病院の開設者が医師又は歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証の提示又はその写し(原本照合不要) ※臨床研修制度導入以前に医師(歯科医師)免許取得の場合は免許証の提示又はその写し(原本照合不要) <input type="checkbox"/> 2 開設者が法人であるときは、その定款(寄附行為)又は条例及び登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 3 敷地周囲の見取り図(位置図)及び敷地全体の平面図 <input type="checkbox"/> 4 建物の平面図(各室の用途を示し、療養・精神・結核・感染症病床に係る病室がある場合には、その種別と病床数及び居室にかかる廊下幅を明示すること) <input type="checkbox"/> 5 病院については、医療法第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号に掲げる施設の有無及び構造設備の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 6 療養病床を有する場合は、医療法第21条第1項第11号及び第12号(第2項第2号及び第3号)に掲げる施設の構造設備の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 7 歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 8 各病室の概要(種別・病床数・床面積・採光面積・開放面積・天井高)を記載した書類 <input type="checkbox"/> 9 病院の汚水を水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出しようとする場合は、医療法施行規則第1条の14第2項の各号に掲げる事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> 10 医療従事者の名簿(常勤換算ができるもの) ※開設許可申請時に確定できない場合は暫定版を提出し、開設後の届出の際に確定版を提出すること。 <input type="checkbox"/> 11 管理予定者の就任承諾書及び履歴書(開設者が久留米市管轄の医療法人であるときは不要) <input type="checkbox"/> 12 開設者が法人であるときは、開設の目的及び維持の方法を証する書類 <input type="checkbox"/> 13 土地・建物について、自己所有の場合は不動産登記簿謄本、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し  <注意事項> ・診療所に病床を設置しようとする場合は、別途「(第13号様式) 診療所病床設置許可申請書」の提出が必要 ・親子継承、法人化、経営譲渡による開設許可申請で、建物自体に変更がない場合は、上記3、4、5、6、7の書類は省略可
備考	